

大学の国際化関係の 平成24年度予算(案)について

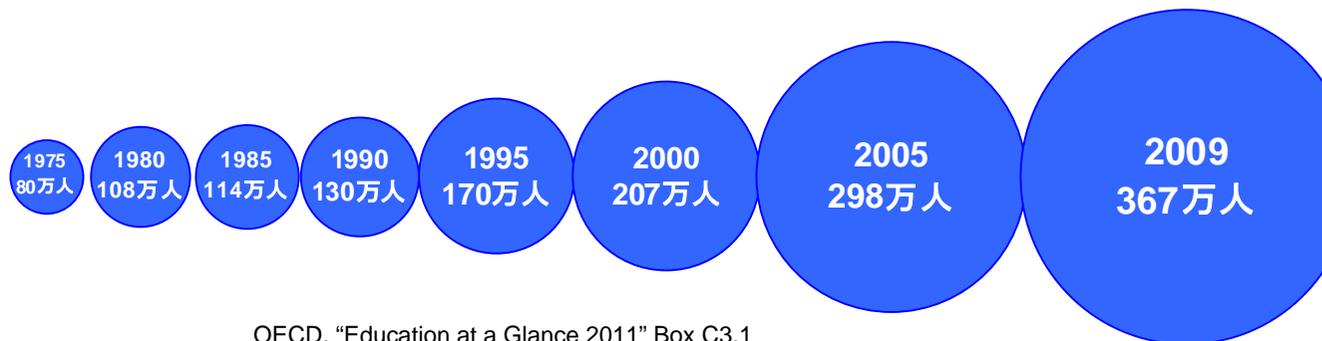
文部科学省高等教育局
高等教育企画課国際企画室



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

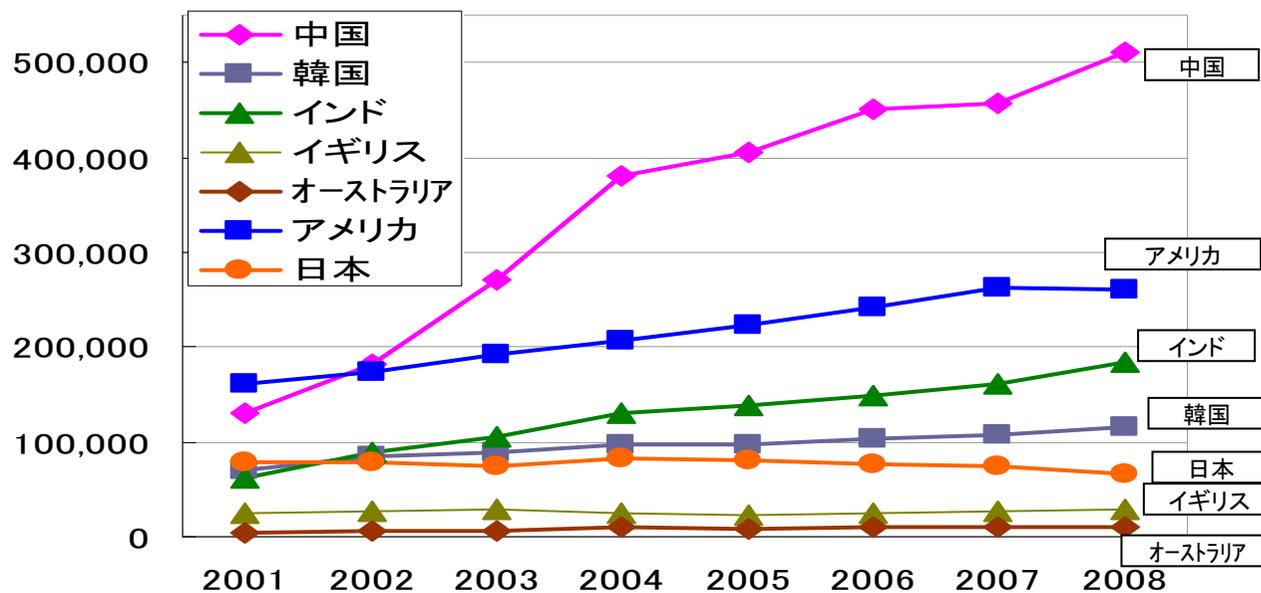
拡大するStudent Mobility

過去30年間で、全世界の留学生数は大幅に増加し、1975年の80万人から2009年の367万人へ、4倍以上の増加



OECD, "Education at a Glance 2011" Box C3.1

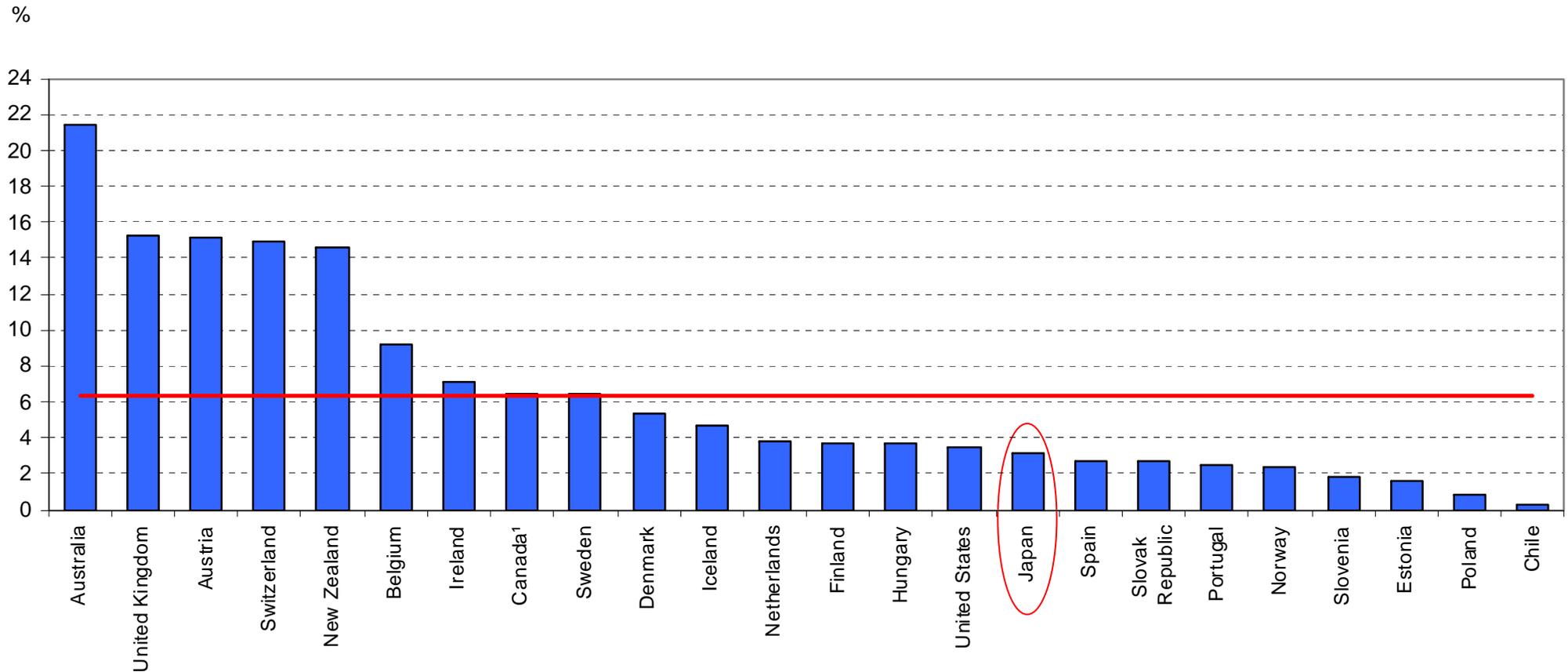
各国における学生の海外派遣者数推移



出典)
 中国・韓国・インド・イギリス・オーストラリア:
 OECD「Education at a Glance」
 アメリカ: IIE「Open Doors」
 日本: アメリカへの留学生者はIIE「Open
 Doors」、中国は中国教育部、
 その他の国はOECD「Education at a
 Glance」、UNESCO「Institute for Statistics」

学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は6.4%であるのに対して、日本は2.7%にとどまる。

Percentage of international students in tertiary enrolments



Note: The data presented in this chart are not comparable with data on foreign students in tertiary education presented in pre-2006 editions of *Education at a Glance* or elsewhere in this chapter.

1. Year of reference 2008.

Countries are ranked in descending order of the percentage of international students in tertiary education.

Source: OECD. Table C3.1. See Annex 3 for notes (www.oecd.org/edu/eag2011).

出典: OECD “Education at a Glance” 2011

外国人教員比率は有力大学の多くで20%を超え、留学生比率も州立であるUCを除くと15～28%程度である。

○外国人教員数・比率

	日本全体	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	ケンブリッジ	オックスフォード
全教員数	352,514	1,772	1,522	3,788	2,902	4,090	4,553
外国人教員数	17,600	528	112	1,119	899	1,699	1,775
割合	5.0%	29.8%	7.4%	29.5%	31.0%	41.5%	39.0%

出典:「Times Higher Education - QS World Ranking 2009 Top 100 Universities」QS Quacquarelli Symonds Limited
「学校基本調査(H21年度)」

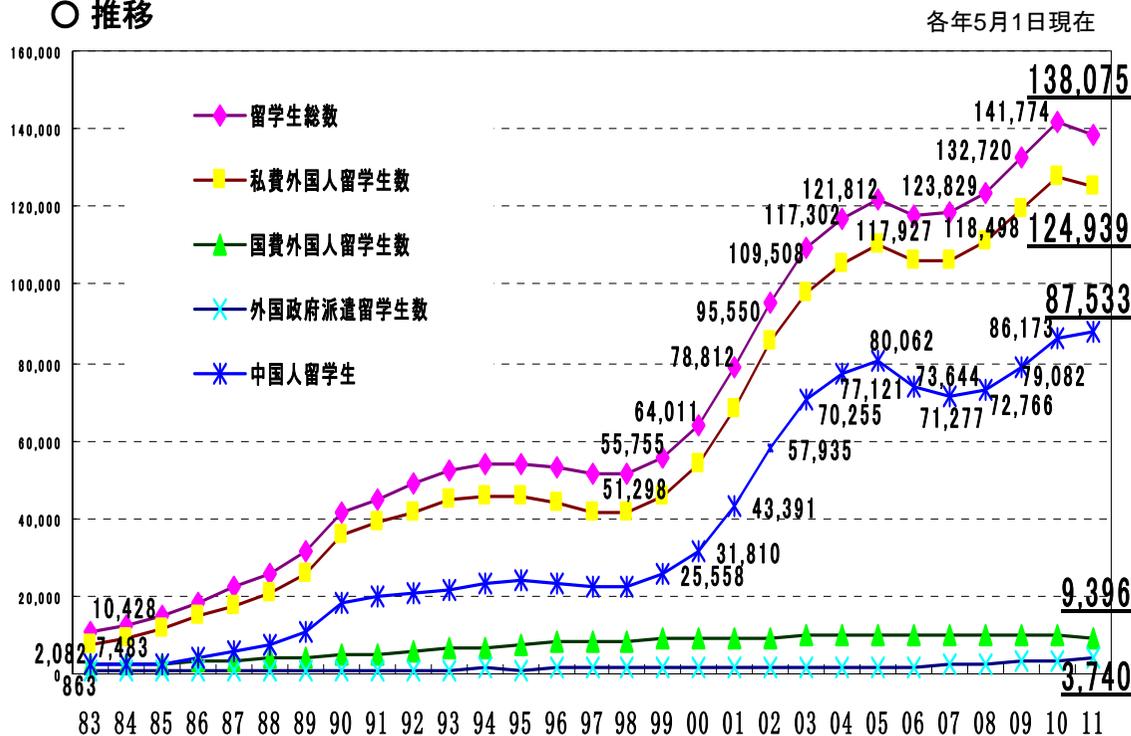
○外国人学生数・比率

	日本全体	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	ケンブリッジ	オックスフォード
全学生数	3,652,189	33,933	10,253	18,318	11,358	17,481	17,953
外国人学生数	118,498	2,521	2,789	3,615	1,747	4,667	5,133
割合	3.2%	7.4%	27.2%	19.7%	15.4%	26.7%	28.6%

出典:東京大学国際連携本部「世界の有力大学の国際化の動向2007年11月調査報告」
日本学生支援機構「留学生調査2007」

我が国の外国人留学生の受入れの現状

○ 推移

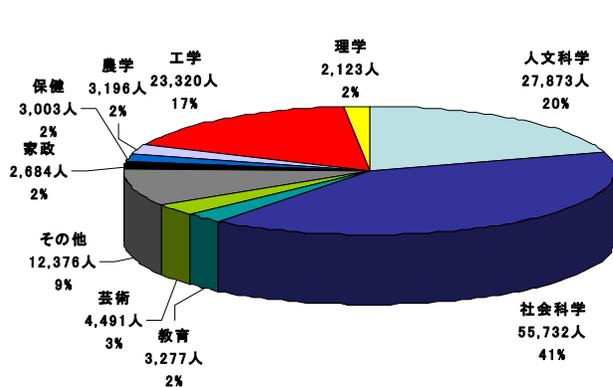


○ 出身国・地域別

平成23年5月1日現在

国・地域名	留学生数(うち短期留学生)	国・地域名	留学生数(うち短期留学生)
中国	87,533 (3,434)	インドネシア	2,162 (185)
韓国	17,640 (1,205)	ネパール	2,016 (15)
台湾	4,571 (605)	米国	1,456 (877)
ベトナム	4,033 (149)	バングラデシュ	1,322 (19)
マレーシア	2,417 (33)	その他	12,529 (3,063)
タイ	2,396 (299)	合計	138,075 (9,120)

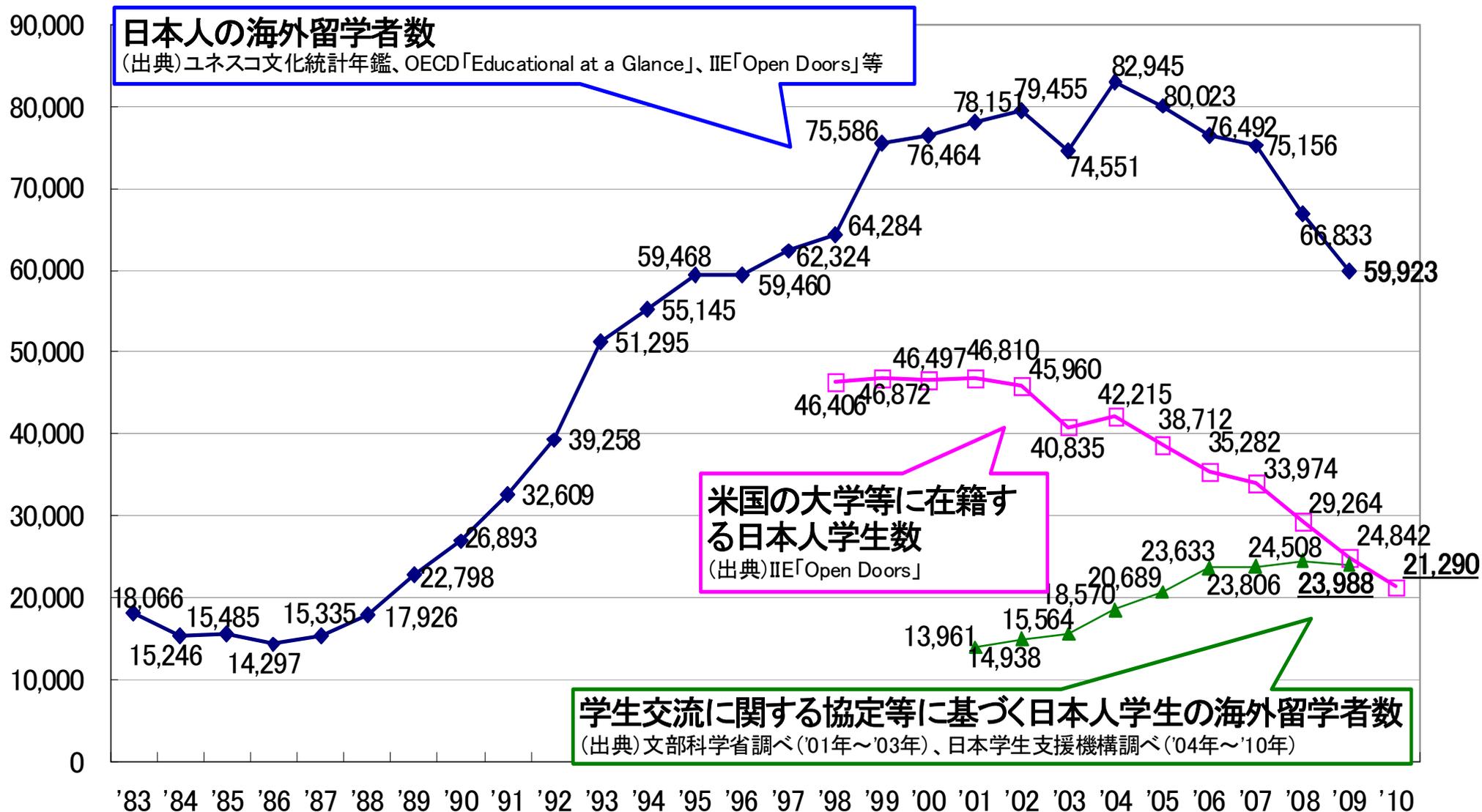
○ 在学段階別・分野別



平成22年5月1日現在

	人文	社会	理学	工学	農学	保健	家政	教育	芸術	その他	合計
大学院	人 4,534	人 10,608	人 1,589	人 10,528	人 2,397	人 2,428	人 138	人 1,864	人 682	人 4,981	人 39,749
	% 11.4	% 26.7	% 4.0	% 26.5	% 6.0	% 6.1	% 0.3	% 4.7	% 1.7	% 12.5	% 100
学部	人 13,579	人 36,211	人 534	人 8,024	人 700	人 409	人 515	人 1,340	人 1,406	人 6,183	人 68,901
	% 19.7	% 52.6	% 0.8	% 11.6	% 1.0	% 0.6	% 0.7	% 1.9	% 2.0	% 9.0	% 100
短大	人 559	人 627	人 0	人 274	人 32	人 22	人 157	人 20	人 68	人 68	人 1,827
	% 30.6	% 34.3	% 0.0	% 15.0	% 1.8	% 1.2	% 8.6	% 1.1	% 3.7	% 3.7	% 100
高专	人 0	人 0	人 0	人 515	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1	人 516
	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 99.8	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.2	% 100
専修	人 7,582	人 8,286	人 0	人 3,979	人 67	人 144	人 1,874	人 53	人 2,335	人 1,143	人 25,463
	% 29.8	% 32.5	% 0.0	% 15.6	% 0.3	% 0.6	% 7.4	% 0.2	% 9.2	% 4.5	% 100
準備	人 1,619	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1,619
	% 100.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 100
合計	人 27,873	人 55,732	人 2,123	人 23,320	人 3,196	人 3,003	人 2,684	人 3,277	人 4,491	人 12,376	人 138,075
	% 20.2	% 40.4	% 1.5	% 16.9	% 2.3	% 2.2	% 1.9	% 2.4	% 3.3	% 9.0	% 100

海外留学する日本人学生数は、2004年の8.3万人をピークに2009年は28%減の6.0万人。米国への減少が著しい。一方交流協定による交流は増加。



「グローバル人材」の定義

22年10月 産学人材育成パートナーシップ グローバル人材育成委員会

グローバル化が進んでいる世界の中で、

- ・主体的に物事を考え、
- ・多様なバックグラウンドをもつ同僚、取引先、顧客等に自分の考えを分かりやすく伝え、
- ・文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、
- ・相手の立場に立って互いを理解し、
- ・更にはそうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、
- ・新しい価値を生み出すことができる人材

23年4月 産学連携によるグローバル人材育成推進会議

グローバル人材とは、世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間

23年6月 グローバル人材育成推進会議(中間まとめ)

「グローバル人材」の概念を整理すると、概ね、以下のような要素が含まれるものと考えられる。

要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力

要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ

23年6月 経団連「グローバル人材の育成に向けた提言」

産業界が、グローバル人材に求める素質、能力としては、社会人としての基礎的な能力に加え、日々、変化するグローバル・ビジネスの現場で、様々な障害を乗り越え、臨機応変に対応する必要性から「既成概念に捉われず、チャレンジ精神を持ち続ける」姿勢、さらに、多様な文化・社会的背景を持つ従業員や同僚、顧客、取引先等と意思の疎通が図れる「外国語によるコミュニケーション能力」や、「海外との文化、価値観の差に興味・関心を持ち柔軟に対応する」ことが指摘されている。

23年11月 COCN「グローバルなリーダー人材の育成と活用研究会」中間報告書

海外活動を行う技術系の幹部やマネジメント人材、そして国際標準化、法務、環境、工場建設、営業等のグローバル業務を行う専門職人材を「海外拠点および国内拠点の専門職を含むマネジメントを行う技術系リーダー」と定義

第百七十八回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説

平成23年9月13日

(世界に雄飛し、国際社会と人類全体に貢献する志)

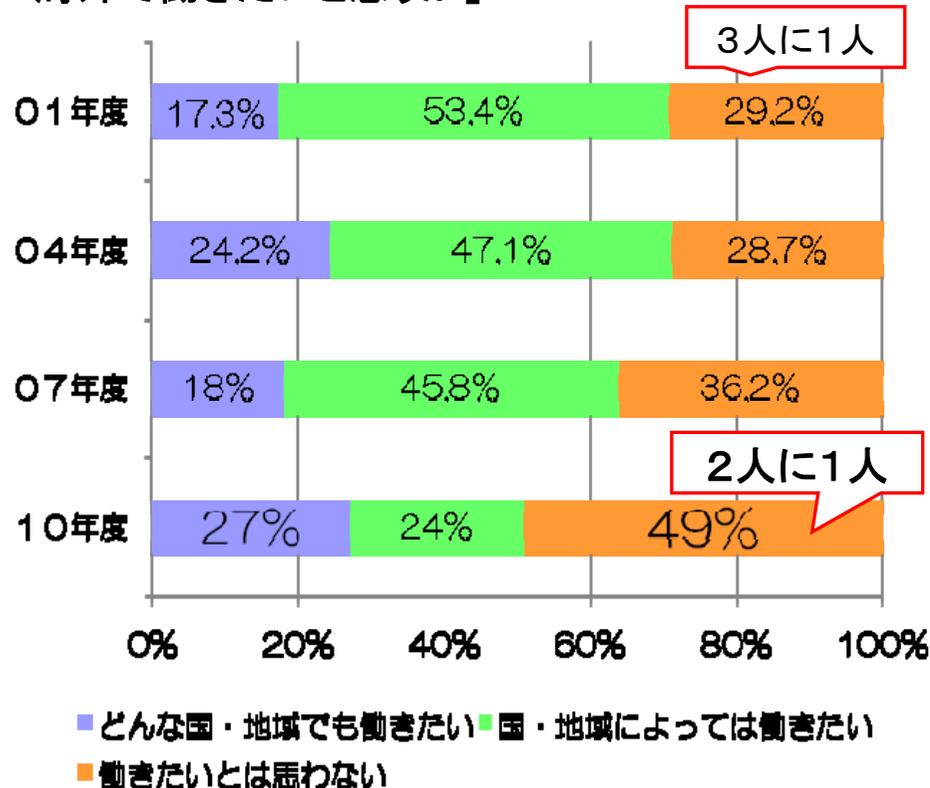
日本人が「希望」と「誇り」を取り戻すために、もう一つ大事なことがあります。それは、決して「内向き」に陥らず、世界に雄飛する志を抱くことです。明治維新以来、先人たちは、果敢に世界に挑戦することにより、繁栄の道を切り拓いてきました。国際社会の抱える課題を解決し、人類全体の未来に貢献するために、私たち日本人にしかできないことが必ずあるはずです。新たな時代の開拓者たらん、という若者の大きな志を引き出すべく、グローバル人材の育成や自ら学び考える力を育む教育など人材の開発を進めます。

意識の「内向き」志向

新入社員のグローバル意識も内向き傾向。2人に1人は「海外では働きたくない」と考えている。また、20代—30代の海外に対する受容性については、新興国や発展途上国での就労を希望する若者の割合は低い。

新入社員のグローバル意識：二極化？

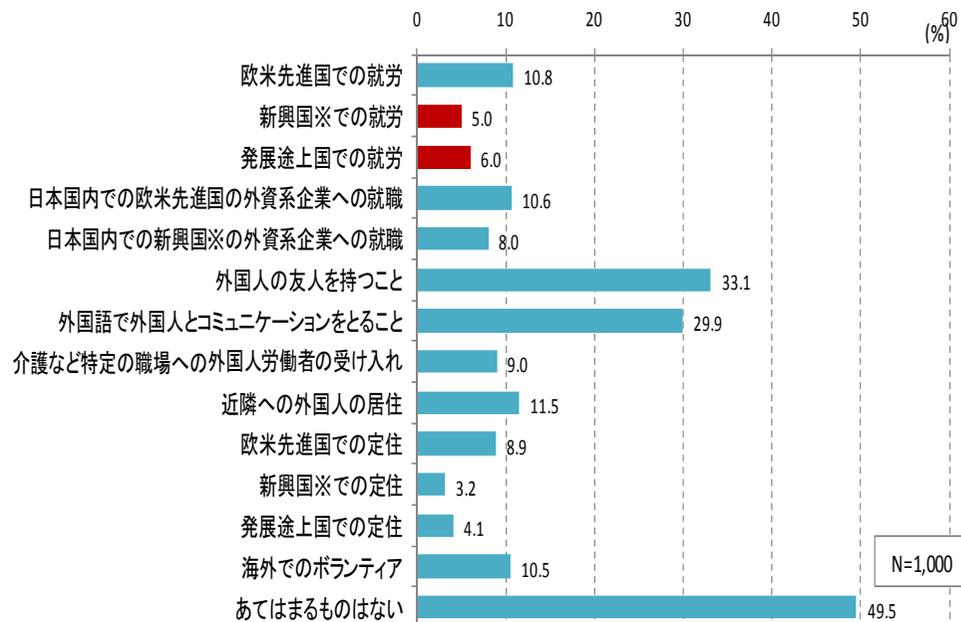
「海外で働きたいと思うか」



出典)学校法人産業能率大学「第4回 新入社員のグローバル意識調査」(2010年7月)

20代—30代の海外に対する受容性

あなたは以下のようなことについて取組みたい(前向きに受け止めたい)気持ちがありますか。次の中からあてはまるものをすべてお知らせください。



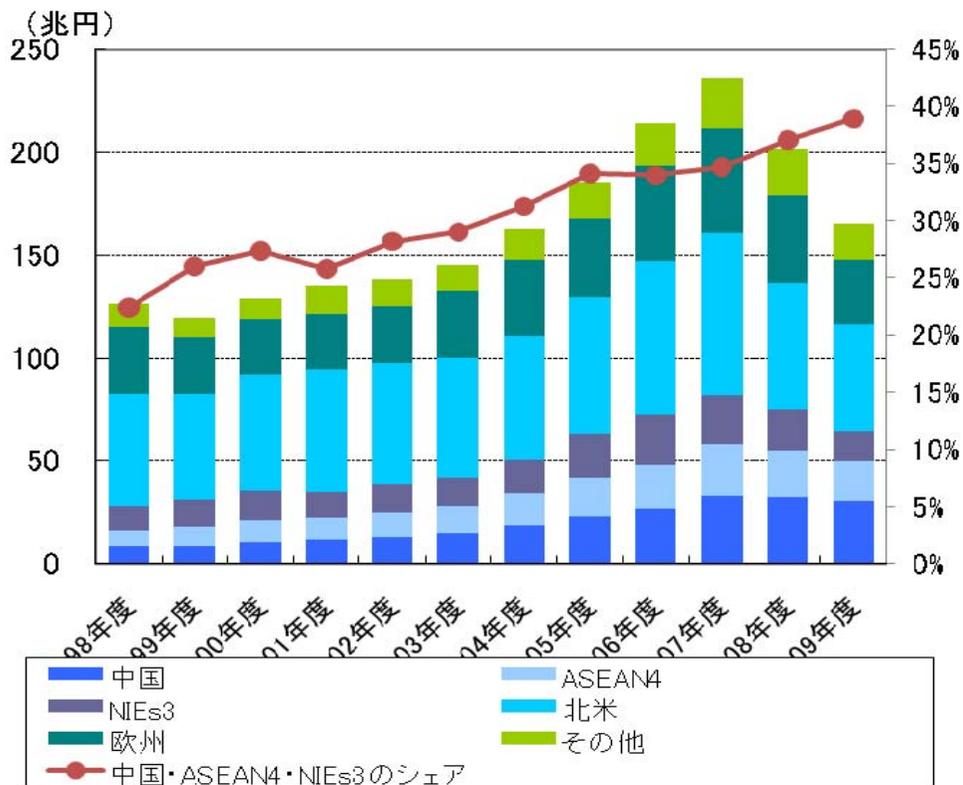
出典:野村総合研究所「若者の生活意識に関するアンケート調査」

注)※「新興国」とは、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)やVISTA(ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコ、アルゼンチン)等の経済発展している国々

日本企業の海外進出と「グローバル人材」への需要

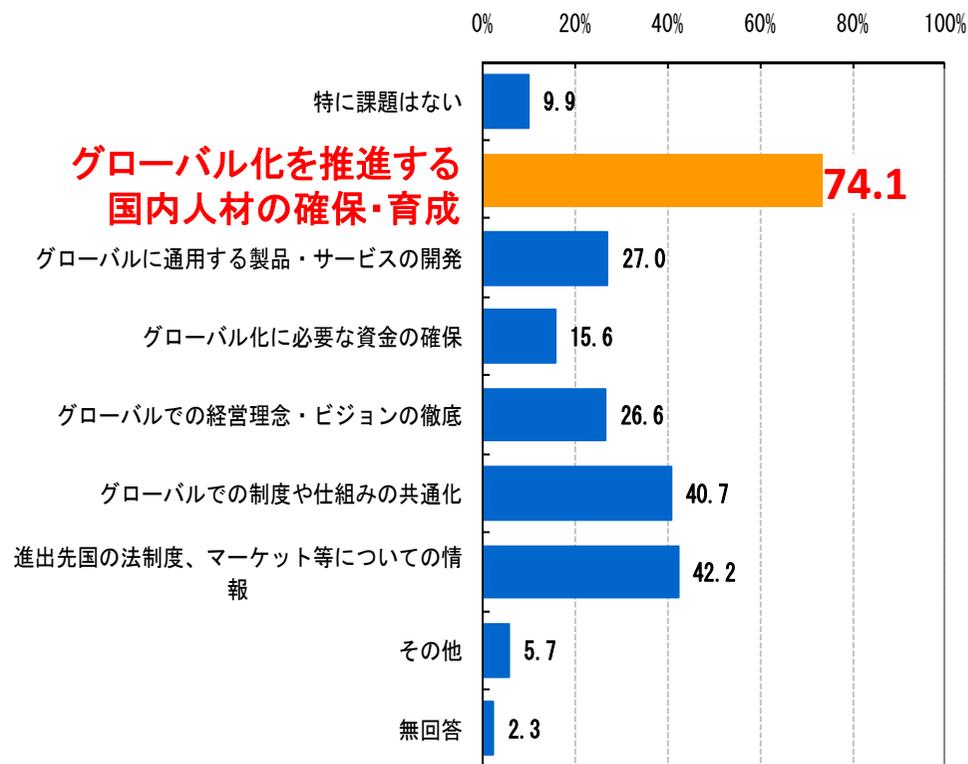
日本企業の海外現地法人売上高は98年度以降増加傾向を示していたが、リーマンショック後の2年は減少している。また、東アジアマーケットが占める割合は98年度から09年度にかけて17ポイント増加している。また、海外拠点を設置・運営するに当たり、4分の3近い企業が「グローバル化を推進する国内人材の確保・育成」を課題として挙げている。

日本企業の海外売上高及び東アジアマーケットシェアの推移



出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」

海外拠点の設置・運営にあたっての課題



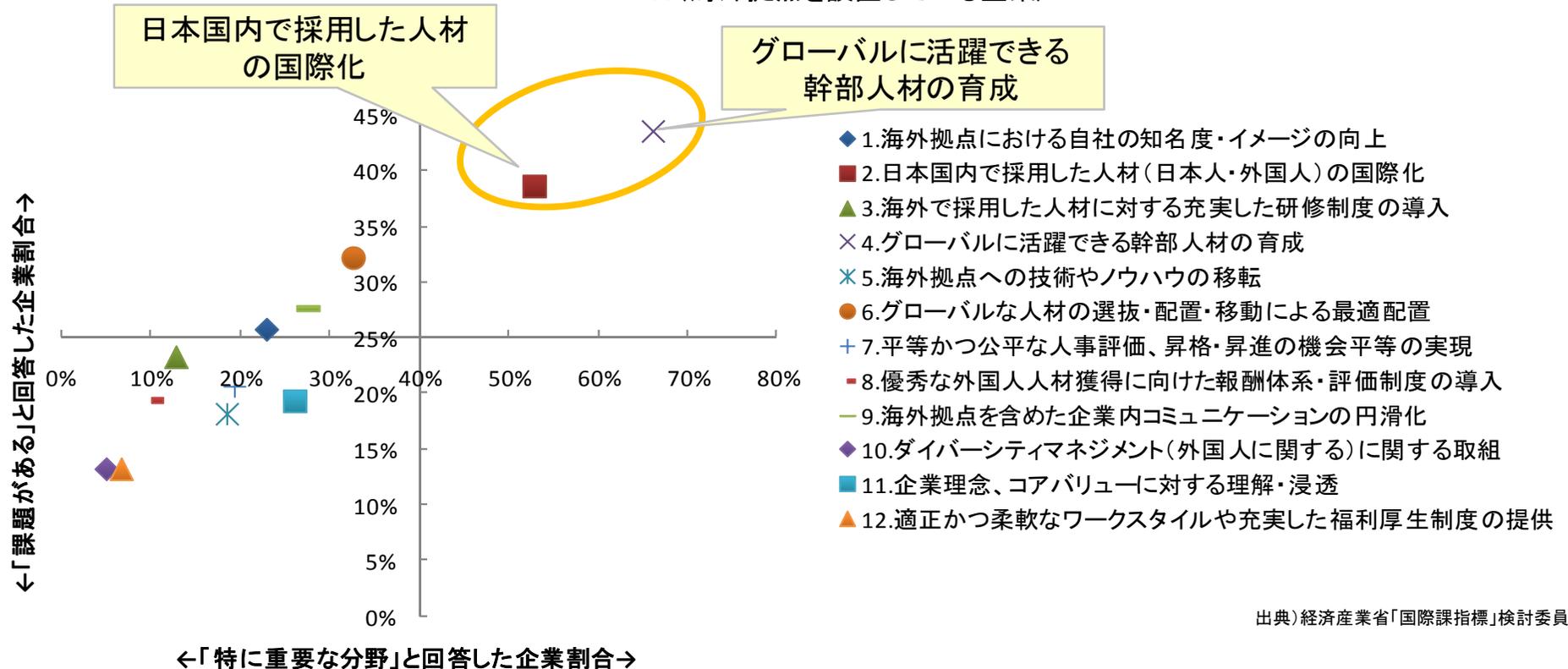
出典) 経済産業省「グローバル人材育成に関するアンケート調査」(2010年3月)
アンケート回答企業: 259社(上場企業 201社、非上場企業 58社)

企業の人材需要の現状

海外拠点を設置している企業を対象としたアンケート調査では、人材の国際化に向けて、「グローバルに活躍できる幹部人材の育成」と「日本国内で採用した人材の国際化」が重要であり、かつ課題であると認識している企業の比率が高い。

○ 人材の国際化に向けた重要分野・課題分野

人材の国際化に向けて特に重要な分野・課題を抱えている分野(最大4分野まで選択可能)
N=280(海外拠点を設置している企業)



コミュニケーションツールとしての英語の必要性

TOEFLスコア(iBT)の国別ランキングでは、日本は163カ国中135位、アジアの中では30カ国中27位と低位置に甘んじている。

<全体順位>

順位	国名	TOEFLスコア
1位	オランダ	100
2位	デンマーク	99
3位	シンガポール	99
⋮		
82位	韓国	81
⋮		
107位	中国	77
⋮		
136位	トーゴ	70
135位	日本	70
138位	クウェート	70
⋮		
163位	モーリタニア	58

<アジア内順位>

※TOEFL(iBT)は120点満点

順位	国名	TOEFLスコア
1位	シンガポール	99
2位	インド	91
3位	マレーシア	89
⋮		
10位	韓国	81
⋮		
16位	中国	77
⋮		
26位	アフガニスタン	72
27位	日本	70
28位	ラオス人民民主共和国	67
29位	タジキスタン	66
30位	カンボジア	63

日本人学生の留学に関する主な障害

- 日本人学生の留学に関する主な障害として、①就職、②経済、③大学の体制にすることが挙げられている。

※国立大学協会国際交流委員会留学制度の改善に関するワーキング・グループが、各国立大学に対して留学制度の改善に関するアンケートを実施。
 ※本調査項目には87大学が回答。
 ※平成19年1月

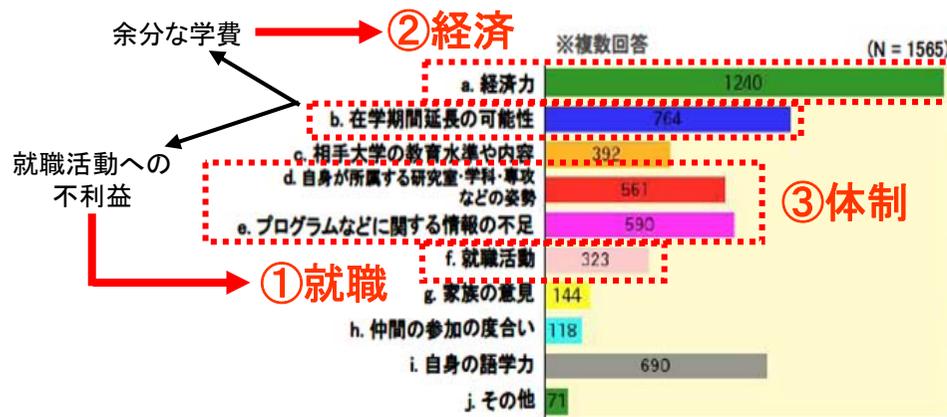
- ①就職
- ②経済
- ③体制

	件数	比率 (87大学中)
帰国後、留年する可能性が大きい	59	67.8%
経済的問題で断念するが多い	42	48.3%
帰国後の単位認定が困難	32	36.8%
助言教職員の不足	23	26.4%
大学全体としてのバックアップ体制が不備	21	24.1%
先方の受け入れ大学の情報が少ない	9	10.3%
両親、家族の理解が得られない	7	8.0%
指導教員の理解が得られない	3	3.4%
その他	27	31.0%

- 東京大学の学生を対象とした調査等においても、これらが障害となっていることが裏付けられている。

海外留学を見送る要因

「東京大学国際化白書」(2009年3月・東京大学)より

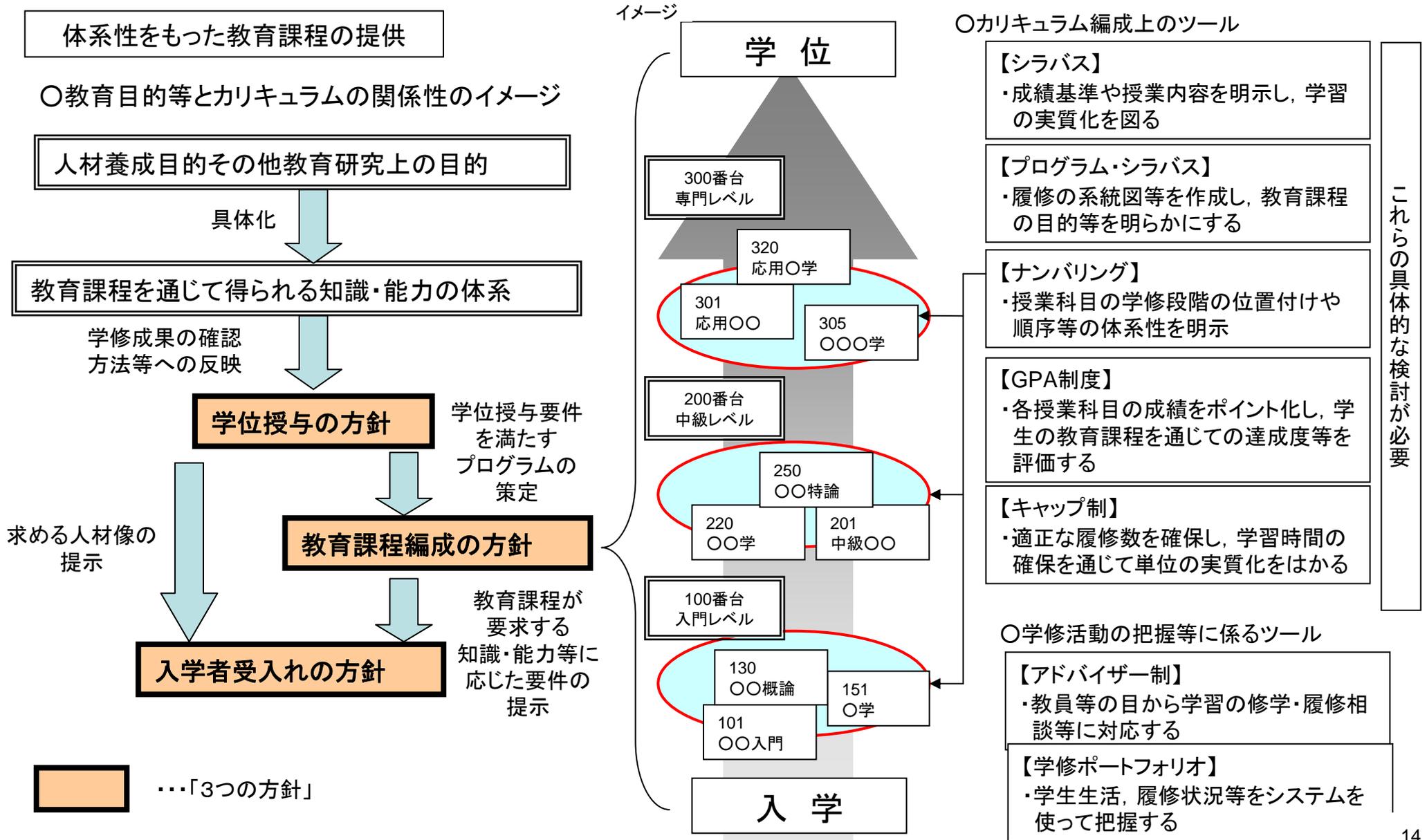


就職活動が留学の障害となっていることについては、報道でも指摘。

- ・「就職活動のスタートに乗り遅れないよう留学を敬遠する学生も少なくない。」
(朝日新聞 2010年11月10日)
- ・「海外留学に二の足を踏む大学生が増えている。3年秋に早くも就職活動が本格化し、渡航時期が重なる留学に行きづらくなったことが一因だ。」
(日本経済新聞 2010年10月9日)

教育課程の体系化のための各種方策

海外から見て分かりやすい体系的なカリキュラム編成への転換



教育情報の公表の促進

各大学が公表すべき教育情報（学校教育法施行規則を改正）

すべての大学を対象とする教育情報	参考：国際的な発信の観点から想定される情報項目例 （大学分科会が、大学の参考に資する観点から作成）
<p>1. すべての大学で公表すべき事項</p> <p>(1) 教育研究上の目的（学部・学科・課程等ごと）</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織（学部，学科，課程等の名称）</p> <p>(3) 教員組織，教員数（男女別・職別），教員の保有学位・業績</p> <p>(4) 入学受入方針，入学者数，収容定員，在学者数，卒業者数，卒業後の進路（進学者数，就職者数，主な就職分野等）</p> <p>(5) 授業科目の名称，授業の方法・内容，年間授業計画</p> <p>(6) 学修成果の評価の基準，卒業認定の基準</p> <p>(7) 校地，校舎等の施設・設備その他の教育研究環境 （キャンパス概要，運動施設の概要，課外活動の状況とそのため の施設，休息を行う環境，主な交通手段等）</p> <p>(8) 授業料，入学料その他の費用徴収，寄宿舍・学生寮等の費用，施設 利用料等</p> <p>(9) 学生の修学，進路選択，心身の健康等の支援（留学生支援や障害者 支援等の様々な学生支援を含む）</p> <p>2. 公表に努めるべき事項</p> <p>○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系（どのようなカリ キュラムに基づき，どのような知識能力を身に付けるか）</p>	<p>○外国人教員数，研究成果の生産性や水準（論文数・論文被引用数等）</p> <p>○教員当たり学生数（フルタイムとパートタイム教員）</p> <p>○各授業の平均学生在籍数</p> <p>○学生の卒業率，学位授与件数</p> <p>○ナンバリングとシラバス（学内で共通化）</p> <p>○インターンシップの機会</p> <p>○英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況</p> <p>○学生交流や単位互換，ダブル・ディグリー等の実績</p> <p>○単位認定，学位認定，成績評価の基準（大学としての統一方針）</p> <p>○留学生への支援の状況（留学生の学位取得状況，卒業後の就職状況）</p> <p>○明確な方針に基づく教育課程とその水準</p> <p>・修得すべき知識・能力の明確化と，それを体系的に修得できる教育課程</p>

グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流

1. 大学のグローバル化のための体制整備

平成24年度予算案 103億円(平成23年度予算額52億円)

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業
24年度予算案26億円

【主な内容】 199,290千円×13件

- 英語で学位が取得できるコースの整備
 - 留学生受け入れのための環境整備
 - 海外大学共同利用事務所の整備
 - 国際化に積極的な大学との大学間ネットワークの形成
 - 産業界との連携 等
- 留学生受入機能の強化

グローバル人材育成推進事業 24年度予算案50億円(新規)

【主な内容】 199,500千円×10件

- グローバルな通用性を涵養し意識を向上させる取組
 - ・学生の留学先の国における日本語指導支援、現地企業インターン 等
 - 教員のグローバル教育力の向上の取組
 - 日本人学生の留学を促進するための環境整備
 - 語学力を向上させるための入学時から卒業時
 - までの一体的な取組
- 学生の海外留学促進機能の強化

大学の世界展開力強化事業 24年度予算案27億円

学生交流の推進

国際的な枠組みでの高等教育の質保証を図りながら、外国人学生の戦略的受入れ、日本人学生とアジア・米国等の外国人学生の協働教育による交流の取組を支援する。

「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援
(22'採択)70,280千円×6件
(23'採択)60,080千円×13件

米国等との協働教育創成支援
(23'採択)60,080千円×12件

ASEAN諸国等との大学間交流形成支援
(24'新規)70,880千円×10件

2. 学生の双方向交流の推進

平成24年度予算案 342億円(平成23年度予算額342億円)

◆海外での情報提供及び支援の一体的な実施 (508百万円)

◆日本人学生の海外留学の推進 (3,104百万円)
・留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業
長期派遣分(1年以上) 100人 → 200人(100人増)
短期派遣分(3ヶ月~1年) 760人 → 2,280人(1,520人増)
ショートビジット支援分(3ヶ月未満) 7,000人 → 6,300人(△700人)
※対前年度比 920人増

(参考)日本学生支援機構
海外留学奨学金(有利子貸与)

23年度	36億円	3,175人
24年度	39億円	5,094人

◆留学生の受入れ環境の充実 (30,629百万円)
・国費外国人留学生制度 10,775人
・私費外国人留学生学習奨励費10,632人
※被災地域へ手厚く支援

等

若い世代の「内向き志向」を克服し、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図るため、学生のグローバル化を推進する取組を支援。日本人学生が世界で雄飛するためのグローバル力を徹底的に強化。

- 大学が目指す国際通用力の向上のための具体的目標・評価指標、大学の教育目的等に応じたグローバル人材育成像の設定とそれに必要な能力・達成すべき水準を設定
- 上記の能力・水準をクリアした学生数等を数値目標として設定

「グローバル人材」の3要素(「グローバル人材育成推進会議 中間まとめ」より)

I : 語学力・コミュニケーション能力

II : 主体性・積極性、チャレンジ精神、
協調性・柔軟性、責任感・使命感

III : 異文化に対する理解と
日本人としてのアイデンティティー

大学の目的や特色に応じた学生のグローバル力(上記要素 I ~ III)の向上を図るため、以下の取組を推進。

1. グローバルな通用性を涵養し意識を向上させる取組(下記は例示)

- 国際機関、グローバル企業や海外企業におけるインターンシップ等を含む実践型グローバル人材育成プログラムの開発
- 学生の留学先の国における日本語指導支援等を通じた異文化理解や日本人としてのアイデンティティーを確立するための取組 など

2. 教員のグローバル教育力の向上の取組

- 海外協定大学での授業実施等の実践型研修の実施
- 教員の教育力向上のための外部講師の受入

3. 日本人学生の留学を促進するための環境整備

- 入学直後のオリエンテーションによる在学期間中の留学に向けた計画作りの支援
- 留学先の奨学金獲得のための支援(情報収集・提供、獲得支援 等)
- 諸外国の大学の留学等に関する情報の収集・提供
- 留学が効果的なものとなるよう、学生の履修内容を踏まえた留学に関する情報提供や、留学後の単位認定、成績評価等に関する指導・助言
- 産業界との連携等による留学中及び帰国後の就職支援

4. 語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一体的な取組

- 高等学校段階における外国語力・留学経験等の適切な評価を伴う入試の導入
- 入学時プレイスメントテストによる習熟度別語学クラスの編成
- 外国語による論文作成能力の養成のためのアカデミック・ライティングの徹底
- 外国語で論理的に説明し、他者と議論する力を養成するための少人数語学教育
- 留学先の大学で専門科目レベルの履修が可能なる力を養成するための留学前準備教育の実施

大学の世界展開力強化事業

平成24年度予算案 27億円

世界に雄飛する日本として誇れる人材の育成を目指し、国際的な枠組みで、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行うアジア・米国等の大学との協働教育による交流の取組を支援。

事業スキーム

単位の相互認定や成績管理等の質保証に関する取組を共通の枠組みで実施するための海外の大学等との協働教育を行う大学間交流プログラムの構築

事業内容

これまでの「日中韓のキャンパス・アジア」や「米国、欧州等との交流事業」に加え、平成24年度からはASEAN地域との交流の拡大を支援し、大学の世界展開を促進。

1. ASEAN諸国等との大学間交流形成支援

(H24新規)10件×70,880千円

- ASEAN諸国等の大学との高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成や教育内容の可視化等のアジアにおける先導的なモデルとなる大学間交流プログラムの開発・実施。

(前年度からの継続事業)

2. キャンパス・アジア」中核拠点形成支援

(H22選定)6件×70,280千円、(H23選定)13件×60,080千円

- 日中韓政府が策定するガイドラインに沿って、単位相互認定や成績管理、学位授与等を共通的な枠組みで行う協働の教育プログラム

3. 米国の大学等との協働教育創成支援

(H23選定)12件×60,080千円

- 米国等の大学との「教養教育の共通基盤の育成」、「E-learningの活用による協働の専門教育の開発」、「ダブル・ディグリープログラムの拡充」等、新たな学びのスタイルによる協働教育プログラム

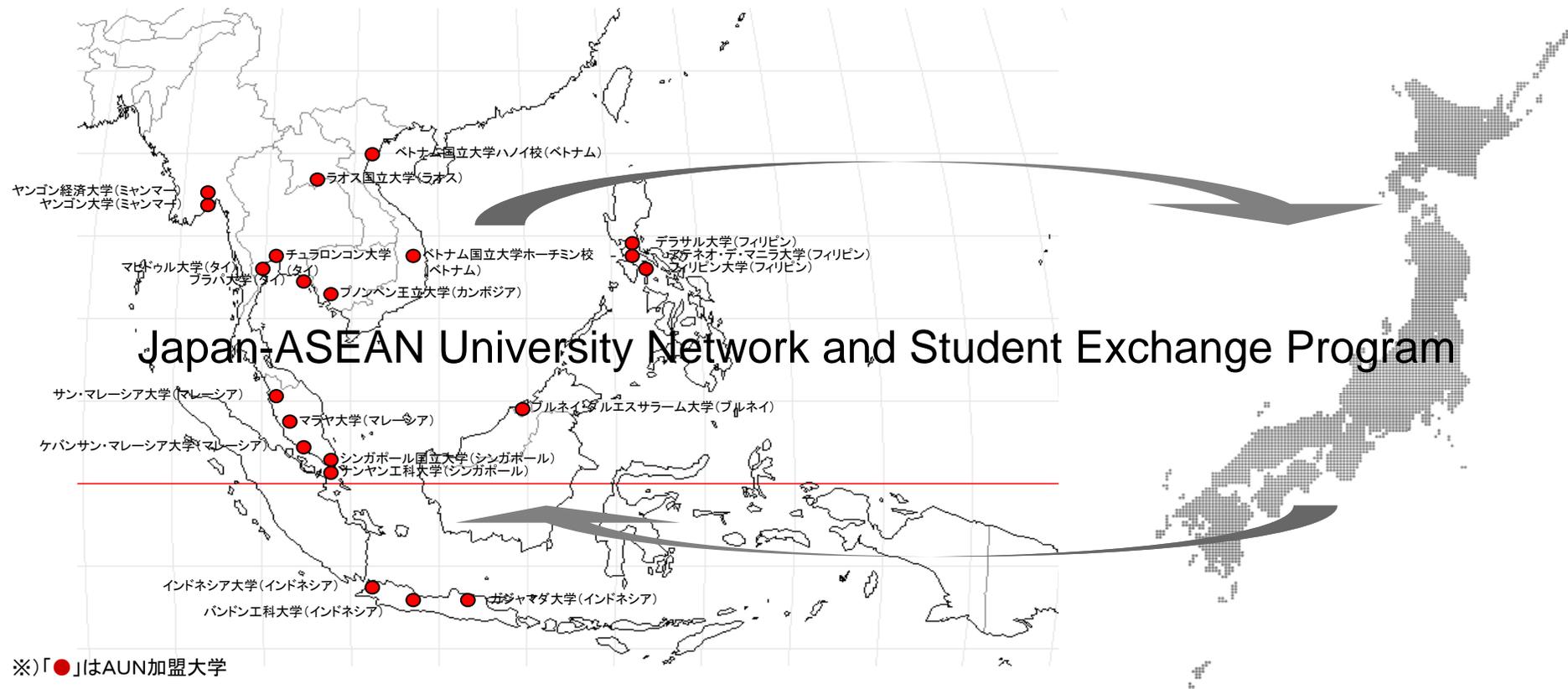
大学の世界展開力強化事業－ASEAN諸国等との大学間交流形成支援－

10件×@70,880千円

ASEAN諸国等との高等教育制度の相違を超えた大学間交流の促進のため、

- ACTS※₁やUCTS※₂等を活用した単位互換等の共通フレームワークの構築
- 提供する科目の内容、成績評価の方法・基準など教育内容の可視化

等の質保証を伴った交流の枠組を形成し、日本とASEAN諸国の学生の双方向交流を推進



※1) ACTS (ASEAN Credit Transfer System) とは、AUN (ASEAN大学連合) における共通の単位互換制度。欧州におけるECTSを参考に枠組みを構築。

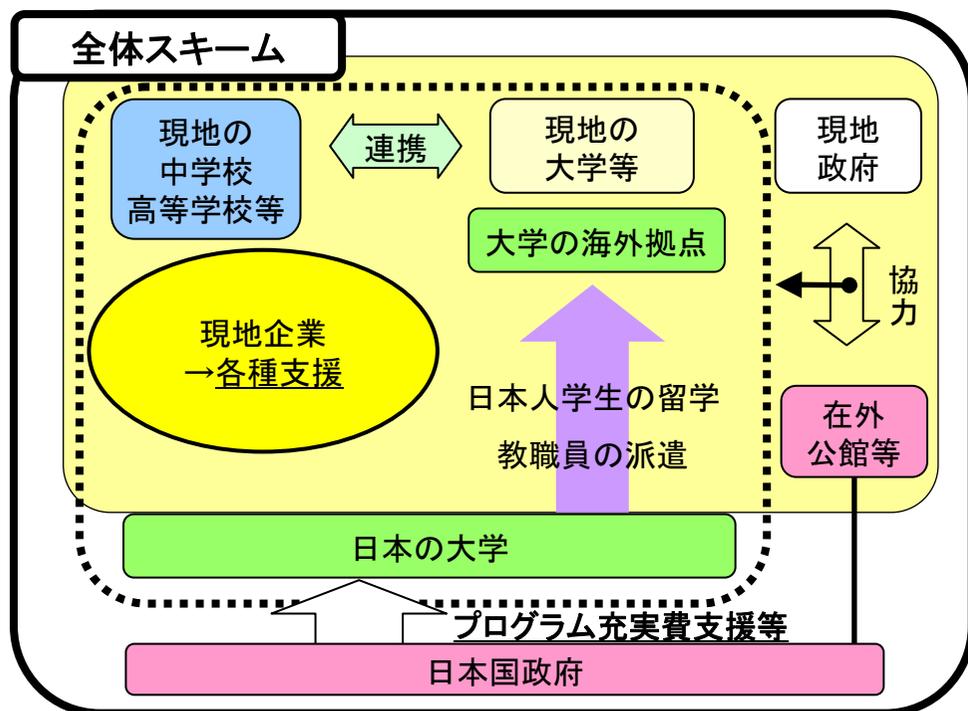
※2) UCTS (UMAP Credit Transfer Scheme) とは、UMAP (アジア太平洋大学交流機構) における共通の単位互換制度。

Student Exchange for Nihongo Teaching assistance -学生の海外留学による日本語指導支援

- SENT※プログラムを公募選定し、右プログラムに参加して、留学先で日本語指導支援を行う学生に対し、奨学金を支給
- ASEAN諸国を対象とした優れたSENTプログラム5件に対し、学生を派遣する大学のプログラム構築に係る経費を支援

※SENT: Student Exchange for Nihongo Teaching assistance

さらに、「グローバル人材育成推進事業」において、グローバルな通用性を涵養し意識を向上させる取組の一環として、SENTプログラムを位置づける大学の活動経費を支援



* 日本人留学生が、留学先の現地の学校等において日本語指導や日本文化の紹介活動に従事することで、現地の親日家や日本への留学希望者の拡大に貢献。

* また、日本人学生は、活動体験を通じ、現地文化や言語に対する理解を深めるとともに、将来現地文化のエキスパートとして成長することができる。

留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業（派遣）

【日本再生重点化措置】平成24年度予定額 2,096百万円（平成23年度予算額 788百万円）

「グローバル人材育成推進会議（中間まとめ）（23.6.22）」等で示された課題に適切に対応するため、大学・高専等における人材の高度化に努め、海外留学の促進を図るとともにグローバル人材の育成を促進するため、派遣人員を拡充する。

施策

短期派遣（3ヶ月以上1年未満）

- 1,670百万円
- ・2,280人 ← 760人
- ・奨学金：月額80,000円

長期派遣（1年以上）

- 426百万円
- ・200人 ← 100人
- ・奨学金：月額148,000円等
- ・授業料：1,200,000円等

拡充

アジア・米国等

日本

短期派遣・長期派遣

日本人学生を海外で切削琢磨させ、
国際社会で広く活躍できる人材の基盤
を育成

現状

- 外国人学生の受入れ 14万1,774人（平成22年度）
- 日本人学生の海外交流 6万6,833人（平成20年度）

新成長戦略

【2020年までに実現すべき成果目標】

- ・質の高い外国人学生30万人の受入
- ・日本人学生等30万人の海外交流

グローバル人材育成推進会議 中間まとめ

大学生の海外留学を大幅に促進するための環境整備を行うこと等により、1年間以上の留学経験を有する者を8万人規模に増加

政策効果

本事業を実施することにより、日本人学生の海外派遣人員及び留学生交流の一層の拡充が図られ、我が国と諸外国との友好親善を増進するとともに、グローバル人材の育成の促進や我が国の大学の国際化・国際競争力強化に資する。

世界的な高等教育圏の動向

国境を越えて、戦略的に質保証・学生の双方向交流を促進。

米国：有力大学が強みを生かして優秀な留学生を引き寄せ
 一方、連邦政府による質保証の強化（1単位定義化、卒業・就職率情報提供、通信学教育の州認可厳格化）

◆米国に在学している海外からの学生数

(出身国・地域別、2010年)

中国	157,558人
インド	103,895人
韓国	73,351人
カナダ	27,546人
台湾	24,818人
サウジアラビア	22,704人
日本	21,290人

(資料) IIE「Open Doors」

欧州：「欧州高等教育圏」の構築

「エラスムス計画」に基づき、域内の大学間交流を促進

＜ポローニヤ宣言＞

- ▶ 欧州の大学強化を目指し、高等教育の質保証と制度の共通化
 例) 共通の単位互換システム(ECTS)の普及
- ▶ 欧州域内の交流の促進

◆エラスムス計画による支援(EU域内交流)

学生: 213,266人

教員: 37,776人

予算額: 4億1525万ユーロ

(2009/10年度)

(資料) THE ERASMUS PROGRAMME 2009/10 A Statistical Overview

「エラスムス・ムンドゥス」域内外の大学との交流を促進
 「チューニング・プロジェクト」大学主導の学習プログラムレベルの質向上

アジア：日中韓において、ASEAN等も視野に入れた「キャンパス・アジア」形成を検討中

◆日中韓学生交流の現状



ASEAN+3：2012年に第1回 ASEAN+3学長会議の開催予定

ASEAN：独自に質保証の枠組みを検討中 (AUN (ASEAN大学連合) 単位互換枠組、M・I・T等)

ユネスコ：「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する条約」

ユネスコ/OECD：「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」

高等教育の国際的な質保証・交流を巡る世界の動向

米国・国際機関における動き

国際的な大学間の競争と協働が進展
(分校、提携、eラーニングなど)

米国の動き

高等教育サービスの自由化要求
の自由化要求
米国が2000年にWTOに提案

ユネスコ・OECDの動き

ディグリー・ミル等からの学習者等の保護の観点
米国等を発端に、世界各国においても「ディグリー・ミル(真正な学位と紛らわしい称号を供与する者)」による学習者被害の問題が顕在化

高等教育の質保証・交流を国際的な観点から検討することが世界的な重要課題に

ユネスコ決議 (2003. 11)
各国に高等教育の質保証体制の充実を要請

①ユネスコ/OECD: 国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン

質の高い教育を提供する枠組みの構築、学生等の保護のために「政府」、「高等教育機関」等が取り組むべき事項を指針として提唱。2004年4月以降3回の策定会合を経て、ガイドラインを採択。[ユネスコ(2005年10月)、OECD(2005年12月)]

②ユネスコ高等教育機関に関する情報ポータル

高等教育機関に関するポータルサイト作成のため、18カ国程度が参加するパイロット・プロジェクトを実施。日本も参加。

ヨーロッパにおける取組

「欧州高等教育圏」の構築

英独仏の高等教育の特徴 * 実質的に、ほぼすべてが国立(州立)
* 新規の大学設置は、ほとんどない

欧州域内大学間交流の促進

欧州結合の強化を目指し、加盟国間の学生移動、大学間交流を促進する「エラスムス計画」を開始(1987年~)

欧州域外の大学との交流の促進

欧州の大学強化を図るため、域外の大学との交流を促進する、「エラスムス・ムンドゥス」を開始(2004年~)

ボローニャ宣言(1999年)

欧州29カ国の教育大臣が署名(現在47ヶ国が参加)

- ・ 3段階構成の学修課程の導入: 学士(3年)、修士(2年)、博士(3年)
- ・ ECTS(ヨーロッパ単位互換システム)の普及
- ・ 学位の学修内容を示す共通様式(「ディプロマ・サプリメント」)の2005年以降の本格的導入
- ・ 質の保証の共通システムの構築;

* 各国の質保証システムの中で、
①機関の内部評価および外部評価の実施、
②アクリディテーションを含む質の保証システムを構築
* 欧州質保証ネットワーク(ENQA)において、欧州における質の保証におけるスタンダード、手続き、指針の開発、適切なピア・レビューの方策検討

高等教育の質保証と制度の共通化、交流の促進を目指す

アジアでの質保証を伴った大学間交流にかかる我が国の取組

1. 日中韓大学間交流・連携推進会議の開催

- 第2回日中韓サミット(平成21年10月)において、鳩山元総理より、3か国間で質の高い大学間交流を行うこと、これを検討する有識者会議の設置、及びアジアにおける質保証を考える国際シンポジウムの開催を提言、合意。
- 東京で第1回日中韓大学間交流・連携推進会議(平成22年4月)が開催。各国の政府、大学、質保証機関、産業界等から成る有識者委員により、日中韓の大学間交流の構想名称を「CAMPUS Asia」*(キャンパス・アジア)とすることなどに合意。(*Collective Action for Mobility Program of University Students in Asia)
- 第2回会議(平成22年12月、於北京)では、大学間交流を促進するための単位互換や成績評価等に関する3国間のガイドラインについて大筋合意するとともに、パイロットプログラムを平成23年の早期に開始できるよう準備を進めることで合意。
 - ・ガイドラインにおいて政府に要請されている措置
 - 包括的で公正かつ一貫性、透明性ある質保証の枠組みづくり
 - 関係大学の交流プログラム参加促進
 - 質保証機関の活動支援
- 平成23年5月17日には、韓国・済州島で第3回会議を開催し、ガイドラインの最終確定及びパイロットプログラムの3国共同公募開始などについて合意。
- 各国一次及び3国共同二次審査を経て、平成23年11月に10件を採択済み(申請51件)。
- パイロットプログラム実施に際して、我が国は平成23年度予算において、大学の世界展開力強化事業・「キャンパス・アジア」中核拠点を財政支援。



<審議内容>

- ・大学間における交流プログラムや質保証に関する共通理解
- ・成績管理や単位認定、学位授与等の教育の質の保証に関する事柄を大学間交流のためのガイドラインとしてとりまとめ
- ・パイロットプログラムの早期実施とその支援方策
- ・大学評価の共同指標、質保証に関する共通用語集の発行、各国の大学評価に関する情報の共有化、評価活動の相互参加

<有識者委員>

【日本】

- 安西 祐一郎 中央教育審議会大学分科会長、慶應義塾学事顧問
- 中鉢 良治 ソニー株式会社副会長
- 寺島 実郎 財団法人日本総合研究所理事長、多摩大学学長
- 濱田 純一 東京大学総長
- 平野 眞一 独立行政法人大学評価・学位授与機構長
- 磯田 文雄 文部科学省高等教育局長

【中国】

- 吳 博達 中国教育部学位・大学院生教育発展センター主任
- 季 平 中国教育部高等教育教学評価センター主任
- 楊 河 北京大学学長代理(副学長)
- 張 兆東 中国北大方正グループ株式会社総裁
- 張 秀琴 中国教育部国際協力交流司司長
- 劉 桔 中国教育部高等教育司副司長

【韓国】

- ソン・テジェ 大学教育協議会事務総長
- ユン・ジョンヨン サムソン電子顧問
- イ・ヒョンジョン 祥明大学総長
- キム・インセ 釜山国立大学総長
- キム・テウオン 韓国教育開発院長
- ソン・キドン 教育科学技術部国際協力局長

○: 共同議長

2. 東アジア高等教育質保証国際シンポジウムの開催

- 日中韓大学間交流・連携推進会議における検討に加え、ASEAN+3首脳会議の合意に基づきタイが提唱するASEAN+3教育行動計画や、域内の大学団体等における取組とも連携しながら、東アジア各国の政府、大学及び大学団体、質保証機関、産業界等の参加による国際シンポジウムを、平成23年9月29・30日に東京で開催した。

3. ASEAN地域における質保証の枠組み

- アセアン質保証ネットワーク(AQAN; ASEAN Quality Assurance Network)
ASEAN地域の質保証担当機関間の連携促進を目的として2008年に設立。日本からは大学評価・学位授与機構がオブザーバ参加。
- アセアン大学連合(AUN; ASEAN University Network)
1995年にASEAN加盟国と域内の13大学によりネットワーク形成を決定(2011年6月現在26大学が加盟)
- 東南アジア文部大臣機構・高等教育開発地域センター(SEAMEO RIHED; Southeast Asian Ministries of Education Organization, Regional Institute of Higher Education and Development)
SEAMEOは、東南アジア地域の教育・科学・文化分野での地域協力促進を目的として、1965年に設立された。ASEAN加盟国(加盟を目指している東ティモールを含む)すべてが参加。RIHEDは、タイを事務局として常設のセンターとして運営されている。
- アジア太平洋質保証ネットワーク(APQN; Asia-Pacific Quality Network)
アジア太平洋地域40か国以上(アフガニスタン、南・東・東南アジア、豪州、及び太平洋の島国を含む)の高等教育の質の維持向上を目指すことを目的として、2004年に設立。

4. その他

- ACTS(ASEAN Credit Transfer System)と各国の単位互換に関する研究調査(2009年度文科省先導委託研究調査)
- 東アジア地域の質保証機関との多国間連携の展開(日中韓質保証機関協議会、大学評価・学位授与機構とASEAN質保証機関間のキックオフセミナー等)
- ユネスコ・アジア地域条约会合の開催(2011年11/25,26@東京)
- 東南アジア地域における国境を越える高等教育の現状と課題調査(2011年度内に取りまとめ、公表予定)

東アジア高等教育質保証国際シンポジウムの開催

○ 日時

2011年9月29日、30日(於:三田共用会議所(東京))

○ 参加者

日本、中国、韓国、ASEAN加盟各国、インド、ニュージーランド、オーストラリア、バングラデシュ等の各国政府、質保証機関、大学、産業界等から380名以上が出席

○ 概要

会議初日(29日)は3つの分科会において活発な意見交換が行われ、2日目(30日)には、さらなる大学間交流の拡大及び高等教育の発展を目指すべく総括討議を行った後、議長声明(Chair's Statement)をとりまとめた。

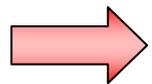


○ 議長声明のポイント

- ・ 東アジア各国が持続的な発展と成長を遂げるためには、大学の果たす役割は極めて大きい。
- ・ 東アジア地域全体を視野に入れた有為な人材育成のために、大学間の単位相互認定や、適切な成績評価等の教育の質保証を伴った大学間交流や、人材育成のための国際協同プログラムを、東アジア地域全体で増やしていくことが重要であること、また当該プログラムのモニタリング及び評価に際して、関係国・機関とも連携の上適切に実施する。
- ・ 当該プログラムの推進に際しては、各国の制度、文化の多様性を尊重しつつ、教育情報の可視化を進め、共通認識の醸成を図ることが重要である。
- ・ 交流プログラムによって得られた経験は、将来の東アジア地域共通の質保証を伴った大学間交流の枠組みに作りに結びつけるよう、国・政府、専門家が、それぞれのレベルで、引き続き検討・対話を継続する。

ユネスコ「アジア・太平洋地域における 高等教育の資格の認定に関する地域条約」

- アジア・太平洋地域内における学生や研究者の流動性を高める観点から、
- 単位や学位の相互認定や、その他高等教育への入学・進学条件の互換性等に関する原則を定めることを目的として、
- 1983年に採択、1985年に発効。2010年2月末現在で21カ国が加盟（我が国は未締結）。
※締約国：中国、オーストラリア、スリランカ、トルコ、北朝鮮、韓国、ネパール、モルジブ、ロシア、モンゴル、タジキスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、バチカン、キルギスタン、トルクメニスタン、カザフスタン、インド、ラオス、フィリピン、インドネシア



2011年11月 条約改正会合の開催（於：東京）

※他地域における条約の締結状況

ラテンアメリカ及びカリブ海地域：1975年発効

アラブ地域：1978年発効

ヨーロッパ地域：1979年発効

アフリカ地域：1981年発効

地中海条約（ヨーロッパ及びアラブ地域） 1976年発効

（ヨーロッパ地域については、1997年より欧州評議会とユネスコの連名によるリスボン条約に移行し、現在はボローニャ宣言に基づくヨーロッパ高等教育圏に実質的に移行）

条約採択交渉のための会議

2011年11月25日・26日に東京で開催。条約案は、26か国の正参加国の全会一致で採択。

(正参加国)

アルメニア・オーストラリア・バングラディシュ・ブータン・カンボジア・中国・インド・インドネシア・イラン・日本・カザフスタン・ラオス・マレーシア・モルディブ・モンゴル・ネパール・ニュージーランド・フィリピン・韓国・スリランカ・タイ・東ティモール・トルコ・ウズベキスタン・ベトナム・バチカン

※下線は旧条約の締約国



【改正のポイント】

- 高等教育をめぐる状況の変化を踏まえ、教育の「質」の保証にも言及
- より多くの国による参加を目指す観点から、現行条約において認定対象として規定されていた職業資格への言及を削除



【改正条約案のポイント】

○資格審査に関する基本原則(第3章関係)

いずれかの締約国で授与された資格の保持者は、適切な機関への要請に基づき、迅速に、資格の審査の機会を与えられるものとする。各締約国は、資格審査、認定手続、基準について、透明性、一貫性、信頼性、公平性等を確保するものとする。

○高等教育に志願する権利を与える資格、高等教育資格等の認定(第4～6章関係)

各締約国は、実質的な相違が見られない限り、他の締約国において授与された高等教育課程への入学志願のための資格、既修得学習及び高等教育資格を認定するものとする。

○審査、適格認定及び認定に関する情報(第8章関係)

各締約国は、それぞれの高等教育制度に関する適切な情報を提供するため、高等教育情報を提供する「国内情報センター」の設立と維持に向け適切な措置を講ずる。